



「据置型 Wi-Fi ルーター」が“実質無料”？

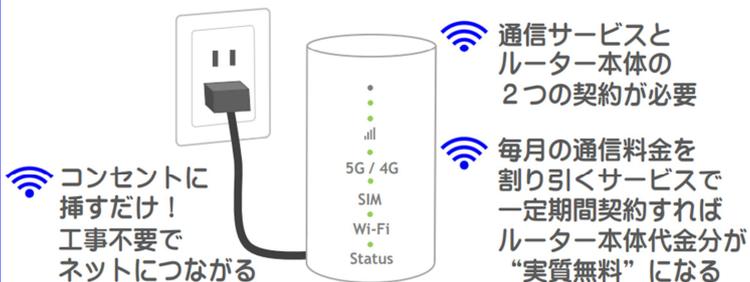
- 途中で解約するとルーター本体代金の支払いが必要に -

機器をコンセントに挿すだけでインターネットが利用できる、いわゆる「据置型 Wi-Fi ルーター」は工事が不要なため、手軽にネット環境を整えたい場合の選択肢になっています。その一方で、全国の消費生活センター等には「解約したら高額なルーター本体の代金を請求された」「電波状況が悪くつながらない」といったトラブルが寄せられています。



“実質無料”の契約
解約したら高額請求!?

据置型Wi-Fiルーターの特徴



【トラブル事例】

- ・「実質無料」と言われ契約したが、通信料金がかかると聞いていなかったので解約したところ、ルーター本体の代金を請求された。
- ・通信速度が速くなると言われ契約したが、通信が不安定でつながりにくい。
- ・スマートフォンの使い方を聞きに行っただけなのに、よくわからない箱を2つ渡され、2台分の据置型 Wi-Fi ルーターの契約をさせられていた。
- ・勧誘時に説明された料金と後日届いた契約書面の料金が異なる。

アドバイス

- ◆電話やメール程度しか利用しないなど、まずは普段インターネット通信を使ってどのようなことをしているか、どの程度のデータ量を使っているのか確認したうえで、ルーターの契約が必要か検討しましょう。
- ◆自分が本当に必要だと思ったものだけを契約し、内容がよくわからないと思った契約は断りましょう。
- ◆契約前に、新たに据置型 Wi-Fi ルーターを契約することで月額請求合計金額がいくらになるのかだけでなく、通信料金やルーター本体代金、解約時に発生する料金についても確認しましょう。
- ◆契約後の請求金額を見て、契約時に思っていた金額と違っていただくことでトラブルに気づく事例がみられます。契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、すぐに契約先事業者へ申し出ましょう。
- ◆困ったときは消費生活センターや市町村の窓口にご相談ください。
(消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)